

2022年03月15日号

BCP(Business Continuity Planning)を通じて 災害に強い会社を創ろう!

1分でわかる!

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信 Vol.3

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の光田でございます。

本日はBCP（事業継続計画）を通じた「災害に強い会社づくり」についてご紹介します。

「今BCP策定が求められている」

2022年1月22日の日本経済新聞で、東京都の小池百合子知事が経済同友会と東京商工会議所に対し、新型コロナウイルスの感染拡大に備えた事業継続計画（BCP）の点検とテレワークの推進を要請したことが取り上げられました。

その背景には、新型コロナウイルスが変異型「オミクロン型」への置き換わりが急速に進む中、感染した従業員の欠勤で社会活動に生じる影響を抑えるためとされています。小池知事はオミクロン型について「これまでにないスピードで感染が進んでいる。医療現場だけでなく、社会基盤が大きく揺らぎかねない」、「事業継続に向けた社内体制の整備をお願いしたい」として、BCP計画の確認を求めたほか、未策定の企業には新たに作るよう要請したと伝えられています。

なお、日本では2011年3月に発生した、東日本大震災をきっかけにBCPが注目され始め、現在のコロナウイルス感染症や頻発する自然災害などを鑑み、その重要性がますます注目されています。

「BCPとは何か」

BCPとは、Business Continuity Planningの略称で、日本語で「事業継続計画」と訳されます。

自然災害などの緊急事態が発生した際、被害を最小に抑えながら必要なサービスは継続し、休止したサービスは早期に再開させることをどのように進めていくかを明記した計画のことです。このBCPの目的は、コロナウイルス感染症、自然災害やテロ、システム障害など危機的な状況に遭遇した時に損害を最小限に抑え、重要な業務を継続し早期復旧を図ることにあります。

では、事業継続のためにBCP策定がなぜ必要になるのでしょうか？

それは、BCPが単なる防災対策と異なり、目的を「事業の継続」に明確に置いて、具体的な行動指針を示していることにあります。緊急時にも事業を途切れずに継続し、途切れたとしても早期の復旧を実現できれば、顧客の信用を維持できます。株主や市場からも高評価を得て、それが企業価値の維持と向上につながり、社会的な信頼を得ることもできます。

「BCP作成の義務化」

2021年4月施行「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」内で、2024年から介護業で

のBCP策定が義務づけられました。

災害大国である日本で、介護事業所の利用者・職員を守るための計画策定や訓練を義務づける旨が記載されています。厚生労働省のホームページ上で、ガイドラインも掲載されています。各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となるひな形も用意されていますので、ぜひ作成を検討してみてください。

なお、BCP策定については2021年12月に山口県内にて開催した「雇用管理セミナー」（業務継続計画BCP作成方法について）で、当事務所代表の桑原亨がお話させて頂いた内容を、[「求人に頼らない介護経営 みんなの介護現場」にて4回シリーズのコラム](#)にて詳細に紹介していますので、ご覧ください。

参考リンク

[厚生労働省 介護施設・事業所における自然災害発生時の事業継続ガイドライン](#)

日本経済新聞記事

[新型コロナ：小池都知事、BCP点検・テレワーク推進を経済団体に要請：日本経済新聞 \(nikkei.com\)](#)

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。
よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net
